



宮崎大学

University of Miyazaki

～世界を視野に、地域から始めよう～

報道発表

令和6年6月28日

各報道機関 御中

国立大学法人宮崎大学長

鮫島 浩

宮崎大学元職員の懲戒処分の公表について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃より本学の教育・研究・社会貢献活動についてご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

この度、本学元職員に対し懲戒処分を行いましたので、国立大学法人宮崎大学職員懲戒等規程に基づき、別紙のとおり公表します。

敬具

①問い合わせ先

宮崎大学企画総務部人事課長 守矢 浩

宮崎大学企画総務部人事課次長 梶原 嘉靖

TEL : 0985 - 58 - 2855

0985 - 58 - 7989

②発信元

宮崎大学企画総務部総務広報課

TEL : 0985 - 58 - 7114 FAX : 0985 - 58 - 2886

宮崎大学元職員の懲戒処分の公表について

令和6年6月28日

本学職員に対し懲戒処分を行いましたので、国立大学法人宮崎大学職員懲戒等規程に基づき、下記のとおり公表します。

1. 事案の概要

令和5年11月に、女子学生から、ハラスメントの申立てがハラスメント相談員を通じてハラスメント等防止・対策委員会に対して行われ発覚し、調査の結果、セクシャルハラスメントにあたりと認定した

2. 元職員について

本学農学部教員（男性）30歳代（令和6年6月退職）

3. 決定年月日

令和6年6月27日

4. 内容

在職中の当該行為は、懲戒解雇に相当するものであり、退職手当を支給しない

5. 処分相当の理由

本事案はセクシャルハラスメント行為であり、又、本法人の名誉と信頼を著しく傷つけるものであることから、国立大学法人宮崎大学職員就業規則第42条第1項第5号に該当する

6. 学内での対応等

令和5年11月上旬	学生からの申出
令和5年12月中旬	ハラスメント等防止・対策委員会に調査委員会設置
令和6年2月～4月	調査委員会にて調査等を実施
令和6年5月下旬	ハラスメント等防止・対策委員会委員長が学長へ報告
令和6年5月下旬	教育研究評議会審査 当該元職員へ審査事由説明書交付
令和6年6月上旬	当該元職員から陳述書提出
令和6年6月27日	教育研究評議会及び役員会において審査

7. この決定に対する学長のコメントは以下のとおりです。

昨日、学生にハラスメントを行った元教員に対し、当該行為は、懲戒解雇に相当する旨の決定を行いました。

この決定により、当該元教員に対し、退職手当を支給しないこととし、その旨通知しました。

このような事態を起こしたことは誠に遺憾であり、当該学生はもとより、保護者、関係の皆様にも深くお詫びいたします。

宮崎大学では、ハラスメント等防止に関しましては「ハラスメント等の防止・対策に関する指針」及び関係規程を定め、研修会等を実施するなど啓発活動を行ってきたところですが、今回の事態を真摯に受け止め、再発防止の対策に、全学をあげて取り組み、このような不祥事が発生することのないよう努める所存であります。